

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公 募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 職員の数	備 考
成田国際空港新管制塔新築設計技術協力業務 令和4年3月16日～令和6年3月15日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1- 1-15	令和4年3月15日	大成建設(株) 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	4011101011880	プロポーザル方式により技術提案書の 評価を行い、左記業者の技術提案書が 特定されたことから、会計法第29条の3 第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号の規定により随意契約を締結し たものである。	31,185,000	31,020,000	99.47		

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 職員の数	備 考
新潟(事)他1官署 電球(JF100V500W /NAB)他16品目購入	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1- 1-15	令和4年3月4日	日本光機工業(株) 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目7番1 8号	4020001071365	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	34,834,151	34,554,135	99.20		
関東WAM調整作業(新島TACAN局)	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1- 1-15	令和4年3月7日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	3,442,675	3,410,000	99.05		
令和3年度アルコール検知器49台定期メンテナンス	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1- 1-15	令和4年3月8日	(株)タニタ 東京都板橋区前野町1丁目14番2号	4011401004072	航空局では、管制業務等に従事する前に、ストロー式のアルコール検知器による検査を実施している。本アルコール検知器は精度保証のため、20,000回使用または使用開始から1年間のいずれか早い時期に製造会社による定期メンテナンスが必要となるが、定期メンテナンスは製造会社である左記業者のみが行っている。 新規に機器購入を行う場合と比べて、メンテナンス契約を実施した場合、必要な経費が購入時の本体価格の5割程度となり安価である。 したがって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三号の規定に基づき随意契約を締結するものである。	1,078,000	1,078,000	100.00		
秋田空港仮設LOC調整作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1- 1-15	令和4年3月11日	(株)信光 神奈川県横浜市中区不老町1-1-5	7020001095287	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	5,301,253	5,225,000	98.56		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 職員の数	備 考
東京国際空港第2旅客ターミナルビル延伸部エプロン舗装等撤去工事委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和4年3月23日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3丁目3番2号	7010801014496	日本空港ビルデング(株)が実施するターミナルビル延伸整備(以下「ビル延伸整備」という。)において、国有財産である既設エプロン舗装等が支障となることからこれを撤去する必要がある。ビル延伸部のエプロン舗装等撤去については国の負担により実施することとしているが、ビル延伸整備と一体として実施することにより、ビル延伸整備の進捗や設計変更に合わせて機動的に行うことができるため、エプロンスポットの運用制限を最小限とし、且つビル延伸整備区域内における受注者間の混乱に伴う事故・不法侵入事案の発生を未然に防止することが可能となる。 以上のことから、左記業者と会計法第二十九条の三第四項、予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により随意契約を締結したものである。	60,000,000	60,000,000	100.00		